生活保護版レセプト管理

機能・帳票要件（第2.3版）

並び順	大項目	中項目	機能名称	改定種別 （直前の版から改定した項目の種別）	新機能名称対象	旧機能名称対象	新機能ID	旧機能ID	新機能要件	旧機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改版説明）	適合基準日	①機能名称 任意 記入必須	②機能ID 記入必須	③質問自治体 名 記入必須	④変見の力テゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨貴自治体における現行システムでの実装有無 記入必須	⑩意見根拠（法令・通知等）	検討分類	検討方針詳細	標準仕様書への反映	検討会での論点名
#帳票1	3. 分析	3-1. 医療費適正化	分析帳票作成	変更なし	1	1	0350043	0350043	以下の情報をシステム上の画面で確認できること。 ・国保特定健康診査実績一覧 ・各個人別疾名情報 ・各個人別疾名一覧 ・各疾名別疾名一覧 ・各疾名別疾名月別推移 ・各疾名別疾名一覧（前年比較） ・医療費分析（一定以上の医療） ・医療費分析（高額一定以上の医療（新規件含む）） ・医療費分析（高額一定以上の医療（新規件含む）） ・医療費分析（高額医療費情報からの医療） ・傷病別実数・割合表 ・疾患種別別実数計表 ・三要素分析表 ・高額医療費一覧	以下の情報をシステム上の画面で確認できること。 ・国保特定健康診査実績一覧 ・各個人別疾名一覧 ・各疾名別疾名一覧 ・各疾名別疾名月別推移 ・各疾名別疾名一覧（前年比較） ・医療費分析（一定以上の医療） ・医療費分析（高額一定以上の医療（新規件含む）） ・医療費分析（高額医療費情報からの医療） ・傷病別実数・割合表 ・疾患種別別実数計表 ・三要素分析表 ・高額医療費一覧	実装必須機能	内部帳票はシステム上の画面での確認という手法を想定している。			令和8年4月1日													
#帳票1	3. 分析	3-1. 医療費適正化	分析帳票作成	変更なし	3	3	0350171	0350171	以下の情報をシステム上の画面で確認できること。 ・医療機関別疾病実績一覧 ・疾患内容明細表 ・疾患内容別実数計表 ・時間外・休日受診リスト（受診件数・点数） ・時間外・休日受診リスト（受診者） ・傷病別集計表 ・年度別医療費集計表 ・診療内容集計表 ・年代性別集計表 ・疾病別集計表 ・重複受診集計表 ・高額医療費対象者一覧 ・医療費増減構成要素集計表 ・医療費増減構成要素対象者一覧 ・ジェネリック切替促進リスト ・ジェネリック医薬品使用率一覧 ・ジェネリック医薬品使用率一覧（医療機関別） ・ジェネリックリスト医薬品一覧表 ・ジェネリック切替促進リスト（後発品全明細） ・ジェネリック切替促進リスト（先発品差額順上位5品）	以下の情報をシステム上の画面で確認できること。 ・医療機関別疾病実績一覧 ・疾患内容明細表 ・疾患内容別実数計表 ・時間外・休日受診リスト（受診件数・点数） ・時間外・休日受診リスト（受診者） ・傷病別集計表 ・年度別医療費集計表 ・診療内容集計表 ・年代性別集計表 ・疾病別集計表 ・重複受診集計表 ・高額医療費対象者一覧 ・医療費増減構成要素集計表 ・医療費増減構成要素対象者一覧 ・ジェネリック切替促進リスト ・ジェネリック医薬品使用率一覧 ・ジェネリック医薬品使用率一覧（医療機関別） ・ジェネリックリスト医薬品一覧表 ・ジェネリック切替促進リスト（後発品全明細） ・ジェネリック切替促進リスト（先発品差額順上位5品）	標準オプション機能	内部帳票はシステム上の画面での確認という手法を想定している。			令和8年4月1日													
#帳票1	3. 分析	3-2. 健康管理支援	特定健診情報管理機能	変更なし	1	1	0350175	0350175	健診情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。	健診情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。	実装必須機能	被保護者の基本4情報が一致する場合においても、以下の2通りの場合には、それぞれ以下の通り健診情報を修正するなど柔軟に対応した上で、機能実装を行うこと。 ①前情報の台帳異動者番号及び受給者番号と健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号が一致しない場合 ＜基本4情報の突合により被保護に本人情報であることを確認した後に、前情報の台帳異動者番号及び受給者番号を正とし、健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号を修正のこと。健診情報を登録すること。 ②被護管理システムから福祉事務所システムへの連携時の連携項目として健診情報の台帳異動者番号及び受給者番号が含まれていない場合 ＜基本4情報の突合により被保護に本人情報であることを確認した後に、前情報の台帳異動者番号及び受給者番号を正とし、健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号を修正のこと。健診情報を登録すること。	【21機】 ・FMCツールでの意見に基づき、案件の考え方・理由に追記	令和8年4月1日	1	0350175	富士通Japan	誤記・誤会性	「案件の考え方・理由」に記載の「基本4情報の突合」はどのようにだれもとこと想定されているか？すでしょうか、毎月ではよ人的にいちチェックしている認識です。	当自体様にて運用が変なる状況にありますので、現実運用をお伺いしたい。	システム的にマッピングする場合は、下記の通り住所項目の持ち方が異なるため仕様の統一化も課しる。 ・被保護者情報（連携ID：601a013） ・住所1：03697 住所（市区町村） ・住所2：01903700 住所 都道府県 ・01903700 住所 都道府県 ・01903700 住所 市区郡町村名 ・01903701 住所 町字 ・01904201 住所 番地号表記	実績なし	実装あり	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・突合の詳細な運用について、標準仕様書において規定することは行わない想定です。 ・被保護者の住所情報については、被護管理システムから受け取った住所情報と生活保護システムから受け取った住所情報をシステムで機械的に突合する場合は、生活保護システムから受け取る住所情報を被護管理システムから受け取る住所情報に同じデータ値形式とする必要がある認識しました。 ・生活保護システムの機能別連携仕様、基本データリストのデータ項目について、修正することをデジタル庁と協議します。	反映する	非論点
#帳票1	3. 分析	3-2. 健康管理支援	健診情報管理機能	変更なし	1	1	0350175	0350175	健診情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。	健診情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。	実装必須機能	被保護者の基本4情報が一致する場合においても、以下の2通りの場合には、それぞれ以下の通り健診情報を修正するなど柔軟に対応した上で、機能実装を行うこと。 ①前情報の台帳異動者番号及び受給者番号と健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号が一致しない場合 ＜基本4情報の突合により被保護に本人情報であることを確認した後に、前情報の台帳異動者番号及び受給者番号を正とし、健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号を修正のこと。健診情報を登録すること。 ②被護管理システムから福祉事務所システムへの連携時の連携項目として健診情報の台帳異動者番号及び受給者番号が含まれていない場合 ＜基本4情報の突合により被保護に本人情報であることを確認した後に、前情報の台帳異動者番号及び受給者番号を正とし、健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号を修正のこと。健診情報を登録すること。	【21機】 ・FMCツールでの意見に基づき、案件の考え方・理由に追記	令和8年4月1日	1	0350175	富士通Japan	誤記・誤会性	「なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。」の条件は削除してください。	誤って登録された健診データや、加入者番号が付与されていない場合、修正も削除も行えずご登録日をされた事もいてしまうことがあります。	実績なし	実装あり	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・基本4情報が異なり台帳異動者と判断できるときも被護管理システムおよびレセプト管理システムにて健診情報が登録できるため、加入者番号が付与されていない健診データは存在しない想定です。よって、記載については問題ない認識です。（なお、システムの仕様として、新規登録時に加入者番号の採番は行えないという認識です。） https://mhlw-digitalmos.digital-go.jp.go.jp/file/attachment/3Fkuk8DAgGsZKvJJpPTattachment.log?isSubject.id=291&isSubject.type=fileSubite_domain=welfare	反映しない	非論点
#帳票1	3. 分析	3-2. 健康管理支援	健診情報管理機能	変更なし	1	1	0350175	0350175	健診情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。	健診情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る。	実装必須機能	被保護者の基本4情報が一致する場合においても、以下の2通りの場合には、それぞれ以下の通り健診情報を修正するなど柔軟に対応した上で、機能実装を行うこと。 ①前情報の台帳異動者番号及び受給者番号と健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号が一致しない場合 ＜基本4情報の突合により被保護に本人情報であることを確認した後に、前情報の台帳異動者番号及び受給者番号を正とし、健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号を修正のこと。健診情報を登録すること。 ②被護管理システムから福祉事務所システムへの連携時の連携項目として健診情報の台帳異動者番号及び受給者番号が含まれていない場合 ＜基本4情報の突合により被保護に本人情報であることを確認した後に、前情報の台帳異動者番号及び受給者番号を正とし、健診情報に紐付く台帳異動者番号及び受給者番号を修正のこと。健診情報を登録すること。	【21機】 ・FMCツールでの意見に基づき、案件の考え方・理由に追記	令和8年4月1日	1	0350175	法研	誤記・誤会性	PMOツール（ID7403）にて 新規登録にて必要となる健診情報マスタの必要性について問い合わせをしたところ、「健診情報管理機能マスタはレセプト管理システム下入手する機能は不要である」との回答は情報いただいました。 機能IDX0350175「健診情報を登録」は明記されていますが、被護管理システムから生活保護システム・レセプト管理システムに連携されたデータが登録できるという機能をレセプト管理システムで健診情報を新規登録する機能は不要という認定と認識しました。	案件ガ確認					検討対象	・検討方針詳細案） ・ご認識のとおり、被護管理システムから生活保護システムおよびレセプト管理システムに健診情報が連携されます。 生活保護システムおよびレセプト管理システムは被護連携分の健診情報を登録し、特定健診等データ収集システムに連携する運用となりますので、新規で健診情報を登録することは想定しておりません。	反映しない	非論点
#帳票1	3. 分析	3-2. 健康管理支援	健診情報取込	変更なし	2	2	0350054	0350054	健診情報取込時に、被保護者情報と紐付けられること。	健診情報取込時に、被保護者情報と紐付けられること。	標準オプション機能			令和8年4月1日	2	0350054	富士通Japan	誤記・誤会性	被保護者情報と紐付キーについて明記願います。	機能ID：0350131,0350158から判断して下記の通りかと思われますが、紐付けの優先順位1~4の内優先しより。 1.基本情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所） ただし、健診情報のインフォ情報（連携ID：819a016）には「漢字氏名」が無いため1と2以下では突合ができません。 正しいキー情報はさせていただきたい。	修正後の案件文案 「健診情報取込時に、被名簿等をキーとして被保護者情報と紐付けられること。	実績なし	実装あり	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・特に紐づけの詳細な標準仕様書において指定する想定はありませんが、記載頂いたような紐づけも仕様の一つとして想定しております。 ・被保護者情報の台帳異動者番号及び受給者番号と健診情報の台帳異動者番号、被保護者情報の基本情報（漢字氏名）が含まれていないなどから、標準仕様としてシステム連携される場合においては、漢字氏名が含まれることにおいては、基本情報で突合する想定です。 （※）特定健診情報ファイル仕様詳細参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088998.html	反映しない	非論点
#帳票1	3. 分析	3-2. 健康管理支援	特定健診情報管理機能	変更なし	1	1	0350177	0350177	被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等宛）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。	被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等宛）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。	実装必須機能	・詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」（2024年度以降に実施した特定健康診査・特定保健指導の電子的記録様式の仕様に関する資料」および「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る福祉資料」を参照のこと。	【21機】 ・案件の考え方・理由を修正（誤記のため） 【21機】 ・FMCツールでの意見に基づき、案件の考え方・理由に追記	令和8年4月1日	1	0350177	市川市	その他	健診情報内の連携必須項目がブランクであったとしても、特定健診等データ収集システムに登録等が可能なインターフェイスファイル仕様で作成できるようにしていただきたい。	当市では富士通Japan株式会社スクロッセプラス（以下、スクロッセプラス）を利用しており、今年度実施した健診情報連携（KDB連携）においてもインターフェイスファイル作成で苦しんだ経緯がございました。 今後はクラウドで提供している連携用ASPにおいても、スクロッセプラスと同様にインターフェイスファイル作成で連携ができないかと考えております。 今年度は健診情報データのアップ後の「漢字不能コード（※）」入力に対応できなかったことで、インターフェイスファイル作成及びシステム上へのデータ登録に多大な時間を要しました。 そのため、標準仕様に加えまして、「漢字不能コード（※）」入力対応を可能とし、登録可能なファイル作成方法を確立するよう仕様に盛り込んでいただきたい。 現在実施済みのご対象者の把握・管理をExcelにて運用しているが、Excelによる悪（自機）の作成は必須のため、各名簿等をExcelで入手・出力可能にしていただいし、仕様上の互換が図られれば、自治体ごとのカスタマイズ対応を容認していただいし。		実績なし	実装なし	-	検討対象	・自治体独自のカスタマイズ要望は認識しました。 ・標準仕様書上において、被保護者等の変更はわかい想定です。	反映しない	非論点
#帳票1	3. 分析	3-2. 健康管理支援	特定健診情報管理機能	変更なし	1	1	0350177	0350177	被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等宛）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。	被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等宛）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。	実装必須機能	・詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」（2024年度以降に実施した特定健康診査・特定保健指導の電子的記録様式の仕様に関する資料」および「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る福祉資料」を参照のこと。	【21機】 ・案件の考え方・理由を修正（誤記のため） 【21機】 ・FMCツールでの意見に基づき、案件の考え方・理由に追記	令和8年4月1日	1	0350177	富士通Japan	機能修正	「KDB連携ファイル」については、支払基金様の仕様変更等データ収集システムの仕様上、インターフェースファイル連携ではなくなっており、インターフェイスファイル連携では対応不可能となっております。 2023年度の実施時においても支払基金側で一部削除されつなぎ対応した経緯あり、連携もしくは、連携をルーズにするために生成方法を制限下さい。	現在では特定健診等データ収集システムの国保環境作りの為期限定なく、インターフェイスファイル連携ではなくなっており、インターフェイスファイル連携で2023年度の実施時においても支払基金側で一部削除されつなぎ対応した経緯あり、連携もしくは、連携をルーズにするために生成方法を制限下さい。	<（現状入 KDB連携ファイルを差し替える場合は、連携自治体様が特定健診等データ収集システムと提携をして提ファイルを利用しますが、ご提ファイルを作成するための仕様は、現在非公開となっております。 ・KDB連携ファイルを差し替える場合は、連携自治体様が「特定健診・保健指導システム」と提携をすれば、差し連携したファイルを作成する機能だけを具備することは想定しております。 ・KDB連携ファイルを差し替える場合の運用について、自治体様が特定健診等データ収集システムと提連携を行って提ファイルを利用しますが、その差しセプト管理システム・生活保護システムとは、現在実施中の特定健診等データ収集システムと特にて支払基金に送信する連携はございません。 ・上記を踏まえて、案件の考え方・理由に以下を追記します。 ■案件の考え方・理由 ・連携自治体様については、レセプト管理システム・生活保護システムにおいては、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成する機能は不要です。 ・KDB連携ファイルを差し替える場合の運用について、現在実施中の特定健診等データ収集システムを連携頂きして提ファイルを利用すると運用も想定している。 提ファイルの利用者にレセプト管理システム・生活保護システムで作成したインターフェイスファイルを、現在実施中の特定健診等データ収集システムを特にて支払基金に送信する連携も想定している。	反映する	非論点
#帳票1	3. 分析	3-2. 健康管理支援	特定健診情報管理機能	変更なし	2	2	0350178	0350178	被保護者の健診情報について、他福祉事務所が登録した健診情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。	被保護者の健診情報について、他福祉事務所が登録した健診情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。	実装必須機能	・詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」 「2024年度以降に実施した特定健康診査・特定保健指導の電子的記録様式の仕様に関する資料」および「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る福祉資料」を参照のこと。 ・2023年度の実施時においても支払基金側で一部削除されつなぎ対応した経緯あり、連携もしくは、連携をルーズにするために生成方法を制限下さい。 ・KDB連携ファイルを差し替える場合の運用について、現在実施中の特定健診等データ収集システムを連携頂きして提ファイルを利用すると運用も想定している。 提ファイルの利用者にレセプト管理システム・生活保護システムで作成したインターフェイスファイルを、現在実施中の特定健診等データ収集システムを特にて支払基金に送信する連携も想定している。 ・インターフェイスファイルとは、福祉登録用データをNDB連携用データ仕様にしている。	【21機】 ・案件の考え方・理由を修正（誤記のため）	令和8年4月1日	2	0350178	富士通Japan	誤記・誤会性	引継ぎ結果ファイルの取得元およびレセプト管理システムへの登録方法について明記願います。	引継ぎ結果ファイルのインプット情報は、特定健診等データ収集システムから手動で取得し、手動でシステムに登録することを想定した案件だと理解しています。 （システムで自動連携、自動登録することは想定しておりません。）	修正後の案件文案 被保護者の健診情報について、他福祉事務所が登録した健診情報の引継ぎ結果ファイルを、特定健診等データ収集システムから取り込める機能として想定している。	実績なし	実装あり	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・ご意見を踏まえて、以下の内容を機能案件の案件の考え方・理由に追記します。 ■案件の考え方・理由 被保護者の健診情報について、他福祉事務所が登録した健診情報の引継ぎ結果ファイルを、特定健診等データ収集システムから取り込める機能として想定している。取り込みについては、手動または自動のいずれかを想定している。	反映する	非論点
#帳票1	3. 分析	3-3. 保健指導情報の管理	保健指導情報管理機能	新規追加	1		0350182		保健指導情報を取り込めること。		実装必須機能	管理項目を明記願います。		令和8年4月1日	1	0350182	富士通Japan	誤記・誤会性	健診情報を特定健診等データ収集システム・健診情報を健診（機能ID：0350158）するためのインターフェースファイルのインプット情報とは分けて、最低のために必須となる項目が不足している、福祉事務所様にて補完を果たし、正常な業務運用が困難かと思われます。（健診情報の重複と利用頻度が発生することが予想されます。）	修正後の案件文案 健診情報を取り込めること。	実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・ご意見を踏まえて、案件の考え方・理由に以下の記載を追加します。 ・「連携案件については、データ案件・連携案件の記載内容に準拠する想定である」	反映する	非論点
#帳票1	3. 分析	3-3. 保健指導情報の管理	保健指導情報管理機能	新規追加	1		0350182		保健指導情報を取り込めること。		実装必須機能	・当機能案件は、保健指導情報の管理に関する機能案件である。 ・参照データ連携24年度改正の上、連結発注想定している。 ・期終点で参照データ連結は、令和8年3月31日付け社保番 0317 第 2号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している。	【21機】 ・連結改正に第7弾、機能案件を追加	令和8年4月1日	1	0350182	富士通Japan	誤記・誤会性	システム間連携だけでなく、手作業での取り込み方法を想定されている場合は、その旨明記願います。	健診情報と同運用の想定であれば、健診情報の機能（機能ID：0350182）と案件を合わせた方がよいと思います。	修正後の案件文案 保健指導情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している	実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・ご意見を踏まえて、健診情報と同様に案件の考え方・理由に以下の内容を追記します。 ・「保健指導情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している。」	反映する	非論点
#帳票1	3. 分析	3-3. 保健指導情報の管理	保健指導情報管理機能	新規追加	1		0350182		保健指導情報を取り込めること。		実装必須機能	・当機能案件は、保健指導情報の管理に関する機能案件である。 ・参照データ連結は今後改正の上、連結発注想定している。 ・期終点で参照データ連結は、令和8年3月31日付け社保番 0317 第 2号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している。	【21機】 ・連結改正に第7弾、機能案件を追加	令和8年4月1日	1	0350182	富士通Japan	機能追加	「健康管理システムから保健指導情報を参照できること。」という条件が具体必要かと思います。	健診情報と同運用の想定であれば、健診情報の機能（機能ID：0350181）と案件を合わせた方がよいと思います。		実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・連携項目等のインターフェイスの仕様については、福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「別紙資料（第5版）.zip」に記載しているほか、「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料」や「令和6年度以降実施分」、「ユースケースファイル（インターフェイスファイルのチェック）に利用する資料」「運用手順（ワークフロー）」などに対応できるよう整備する想定です。 ・ご意見を踏まえて、案件の考え方・理由に以下の記載を追加します。 ・「連携案件については、データ案件・連携案件の記載内容に準拠する想定である。インターフェイスの仕様については、福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「別紙資料（第5版）.zip」に記載しているほか、「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料」や「令和6年度以降実施分」、「ユースケースファイル（インターフェイスファイルのチェック）」に利用する資料」「運用手順（ワークフロー）」などに対応できるよう整備する想定である。」	反映する	非論点

並び順	大項目	中項目	機能名称	改定種別 （見直の場合は改定した項目の種別）	新機能名称候補	旧機能名称候補	新機能ID	旧機能ID	新機能要件	旧機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改版説明）	適合基準日	①機能名称 候補 記入必須	②機能ID 記入必須	③質問自治体名 記入必須	④意見の力テゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨貴自治体における現行システムでの実装有無 記入必須	⑩意見概振（法令・通知等）	検討分類	検討方針詳細	標準仕様書への反映	検討会での論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報取込	新規追加	1		0350182		保健指導情報を取り込めること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	1	0350182	富士通Japan	国記・整合性	過去基準日（令和6年4月1日）までに対応完了できない可能性があります。その場合は、経過措置等の記述が望ましいかもしれません。	「参照データ連携」はすべて確認してからの開発着手となりますため、2026年度以降に着手予定しております。		実施なし	実施なし	-	検討対象	・経過措置申請については、実装必須機能のうち令和7年度末までに開発・実装することが時間的に困難な機能要件についてとなっております。 ・厚生労働省が発出する通知を参照済き、各事業者において開発生活ご想定です。	反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報取込	新規追加	1		0350182		保健指導情報を取り込めること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	1	0350192	法研	国記・整合性	「CSV等のデータとは基本データ以外に定義されるか、あるいは生活保護に定義されているのも含むのか、あるいは定義していますが、明確なレイアウトを定義しないと自治体様々で混乱を招きます。 こちらの要件にも明確に記載してください。	要件確認					検討対象	・検討方針詳細案） ・保健指導情報については健康管理システムからの連携となる想定ですが、連携項目については「データ要件・連携要件、基本データリストのデータ項目において定義する予定です。 ・なお、インターフェイスの仕様については、現在事務所向けポータルサイトに掲載の「別紙資料1（第5版）.zip」のexcに記載しているほか、「1特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（令和6年度以降実施分）」、「2.スキーマファイル・インターフェイスファイルのチェックに利用する資料」「3.進行表」「4.その他」の全体像を整理したものにしたいと考えております。 ・ご意見を踏まえて、要件の考え方・理由に以下の記載を追加します。 「連携要件については、データ要件・連携要件の記載内容に準拠する想定である。定義する項目は福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「別紙資料1（第5版）.zip」に記載しているほか、「1特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（令和6年度以降実施分）」、「2.スキーマファイル・インターフェイスファイルのチェックに利用する資料」「3.進行表」「4.その他」の全体像を整理したものにしたいと考えております。」	反映する	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報取込	新規追加	1		0350182		保健指導情報を取り込めること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。 ・情報の取り込みにあたっては、CSV等のデータを手作業で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	1	3501182	横浜市	その他	当該機能はレセプト管理システムで管理すべき機能なのか、保健指導情報についての詳細が固まされていない段階で実装するために要件が厚すぎるように感じます。詳細が固まされてから進めるべきではないでしょうか。	詳細が定まっていない中では実装しようがないため。		実施なし	実施なし	-	検討対象	・当機能要件などの保健指導情報の関の要件については、生活保護システム、レセプト管理システムのいずれにおいても実装する機能として整理しております。 ・取扱者において、いずれのシステムを用いるかは運用で定まるものと整理しております。 ・詳細については、今後発出する予定となっております。	反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報取込	新規追加	1		0350183		保健指導情報取込時に、被保護者情報と紐付けられること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	1	0350183	世羅町	国記・整合性	生活保護システム標準仕様書【3.1版】に記載なし。	【2.1版】		実施なし	実施なし		検討対象外（理由不明確）		反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報取込	新規追加	1		0350183		保健指導情報取込時に、被保護者情報と紐付けられること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	1	0350183	富士通Japan	国記・整合性	・被保護者情報と紐付キーについて明記願います。	機能ID: 0350138,0350300から同様して下記の通りかと思われますが、紐付けの優先順位リーの順でしょうか。 （現在番号 （基本情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所） ただし、保健指導情報のインプット情報（機能ID: 0350182）における管理項目）に「漢字氏名」が無い場合は上記1つの突合ができません。	標定書の要件文言 保健指導情報品質に、現在番号をキーとして被保護者情報と紐付けられること。	実施なし	実施なし	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・特に抜けの詳細な標準仕様書において指定する想定はありませんが、記載頂いたような紐づけも仕様の一つとしては想定しております。 ・「漢字名も必ず無いことについては、電子的な標準様式第5版にて、健診機関から連携保険者（福祉事務所）へ連携された健診情報の中に、漢字名も必ず含まれていない（ふりがなし）標準様式に沿ってシステム連携される場合においては、漢字名も必ず含まれるにとなど、基本情報で突合する想定です。 （※）特定健診指導電子ファイル仕様説明書参照 https://www.mhlw.go.jp/wt/seisakunitsuite/bunya/iryou/iryou/tokutei_hoken/dl/tokutei_kenshin_shidou_r06_01.pdf	反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報取込	新規追加	1		0350183		保健指導情報取込時に、被保護者情報と紐付けられること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日					保健指導データはどの業務（機能）から連携されるのでしょうか？ 健診データは標準システムの健康管理から、指導データは標準システムのどこに登録されるのでしょうか？ 保健指導データのレイアウトを定義されていませんが、指導機関からいただいた指導内容を定義しているXMLおよびデータ形式としていただけるという理解でよろしいでしょうか？ こちらの要件に明確に記載してください。	要件ヒヤリング確認					検討対象	・検討方針詳細案） ・保健指導情報については健康管理システムからの連携となる想定ですが、連携項目については「データ要件・連携要件、基本データリストのデータ項目において定義する予定です。 なお、インターフェイスの仕様については、現在事務所向けポータルサイトに掲載の「別紙資料1（第5版）.zip」のexcに記載しているほか、「1特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（令和6年度以降実施分）」、「2.スキーマファイル・インターフェイスファイルのチェックに利用する資料」「3.進行表」「4.その他」の全体像を整理したものにしたいと考えております。 ・ご意見を踏まえて、要件の考え方・理由に以下の記載を追加します。 「連携要件については、データ要件・連携要件の記載内容に準拠する想定である。定義する項目は福祉事務所向けポータルサイトに掲載の「別紙資料1（第5版）.zip」に記載しているほか、「1特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（令和6年度以降実施分）」、「2.スキーマファイル・インターフェイスファイルのチェックに利用する資料」「3.進行表」「4.その他」の全体像を整理したものにしたいと考えております。」	反映する	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報被保険者情報付与	新規追加	2		0350184		加入者番号が付与されていない保健指導情報について、被保護者情報から手動で紐づけられること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	2	0350184	世羅町	国記・整合性	生活保護システム標準仕様書【3.1版】に記載なし。	【2.1版】		実施なし	実施なし		検討対象外（理由不明確）		反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報被保険者情報付与	新規追加	2		0350184		加入者番号が付与されていない保健指導情報について、被保護者情報から手動で紐づけられること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日		0350184	法研	国記・整合性	健診情報では基本4情報の突合による真正性の確保をさめられていますが、保健指導情報ではは求められていたり、必要であれば、要件に明記してください。	要件確認					検討対象	・保健指導情報に関する健康情報連携については、機能ID: 0350200, 0350202において定義しております。 ・参考） ■機能ID: 0350200 保健指導情報の突合のための被保護者の基本4情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報被保険者情報付与	新規追加	2		0350184		加入者番号が付与されていない保健指導情報について、被保護者情報から手動で紐づけられること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	2	3501184	横浜市	その他	他の機能ID: 0350055、0350165、0350175、0350193 に加え「加入者番号」とは具体的に何を指すのでしょうか。定義を明確化していただきたいです。	自治体によって呼称が違うものもあることから、確認をさせていただきたい。		実施なし	実施なし		検討対象	・検討方針詳細案） ・今後通知等の発出により、明確になることを想定しております。	反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報登録	新規追加	1		0350185		保健指導情報を登録・削除・修正・照会できること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	1	0350185	世羅町	国記・整合性	生活保護システム標準仕様書【3.1版】に記載なし。	【2.1版】		実施なし	実施なし		検討対象外（理由不明確）		反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報登録	新規追加	1		0350185		保健指導情報を登録・削除・修正・照会できること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	2	0350185	法研	機能検証	PMH(データ）が「特定」について 新規登録に必要となる健診機関マスタの必要性について問い合わせをしたところ、「健診機関情報のマスタもレセプト管理システムと入手する機能は不要である」との回答は理解いたしました。 機能ID:0350175「健診情報を登録」は明記されていますが、健康管理システムから生活保護システムへの取得しかない	要件確認					検討対象	・検討方針詳細案） ・生活保護システムおよびレセプト管理システムは被保護者分の保健指導情報を抽出し、特定健診等データ収集システムに連携する運用となりますので、新規で保健指導情報を登録することは想定しております。	反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報登録	新規追加	2		0350193		保健指導情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている保健指導情報データに限る。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	2	0350193	世羅町	国記・整合性	生活保護システム標準仕様書【3.1版】に記載なし。	【2.1版】		実施なし	実施なし		検討対象外（理由不明確）		反映しない	非論点
#特許	3. 分析	3.2. 健康管理支援	健診情報取込	修正	1	1	0350193	0350053	健診情報を取り込めること。	健診情報を取り込めること。	実装必須機能	・健診情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSV等のデータを手作業で取り込む方法も想定している。	【2.1版】 ・機能要件間の整合性確保のため、実装区分を変更（機能ID: 0350181との整合性）	令和11年4月1日	1	0350193	富士通Japan	国記・整合性	管理項目を明記願います。	健診情報を特定健診等データ収集システム-健診情報を登録（機能ID: 0350177）するためのインターフェースファイルのイメージや情報となります。健診のために必須となる項目が不足しており、現在事務所様にて特定するために一旦空白でいる「現況できず」登録をあきらめている」※決定記載しております。	必須となる管理項目多数のため「機能別連携仕様（健康管理）」にまとめるとおりとする。ただその記載があるとよいかと思います。	実装あり	実装あり	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・ご意見を踏まえて、当機能要件における健診情報の取り込み、および取り込む健診情報については機能別連携仕様に準ずる旨を要件の考え方・理由に追記します。	反映する	非論点
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	保健指導情報削除	新規追加	2		0350193		保健指導情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている保健指導情報データに限る。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照データ連携related-person改正の上、連絡先は参照としている。 ・既時点で参照できる通知は、令和6年3月7日付け社保発0307第2号に記載の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日	2	0350193	富士通Japan	機能削除	機能ID: 0350193と重複のため機能削除願います。	「なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている健診データに限る」の条件がつかなくなりますし、誤って登録された健診データや、加入者番号がついていない場合、修正も削除もできずに登録されたままになってしまうことなるため。		実施なし	実施なし	-	検討対象	・ご指摘のとおり、機能ID: 0350185, 0350194の内容は重複しておりますので、機能ID: 0350185の要件を削除いたします。 ・機能ID: 0350185 「保健指導情報を登録・削除・修正・照会できること。」 ・機能ID: 0350194 「保健指導情報を登録、修正、削除、照会できること。 なお、修正、削除の対象は、加入者番号が付与されている保健指導情報データに限る。」	反映する	非論点

並び順	大項目	中項目	機能名称	改定種別 （差異の値から改定した項目の種別）	新機能名称技番	旧機能名称技番	新機能ID	旧機能ID	新機能要件	旧機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改版説明）	適合基準日	①機能名称 技番 記入必須	②機能ID 記入必須	③質問自治体 名 記入必須	④意見の力 テゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨貴自治体における従行システムでの実装有無 記入必須	⑩意見根拠（法令・通知等）	検討対象	検討方針詳細	標準仕様書への反映	検討方針の諮点化
#特許	3. 分析	3.2. 健康管理支援	健診情報取込	修正	1	1	0350193	0350053	健診情報を取り込めること。	健診情報を取り込めること。	実装必須機能	・健診情報の取り込みにあたっては、システム間の連携で取り込む方法だけでなく、CSVやCDデータを手入力で取り込む方法も想定している。	【2.1版】 ・機能番号間の整合性確保のため、実装区分を変更（機能ID: 0350183との整合性）	令和1年4月1日	1	0350193	法研	脱記・整合性	「システム間の連携とは、基本データリスト(S19a0181)に定義されている項目のみ、という認識でいます。それとは異なり、「CSVやCDデータとは基本データリストに定義されわ、あるいは異なる項目を、システム間連携で取り込むことは認識していません。 従ないデータを定義しないと自治体側で設定も相当です。 こちらの要件に明確に記載してください。	【2.3版】	標準外機能					検討対象	・ご認識のとおり、システム間の連携は健康管理システムの機能別連携仕様の連携のS19a0181に定義された項目となります。 ・CSVデータについても、健康管理システムの機能別連携仕様の連携のS19a0181に定義された項目を想定しております。 ・以下の内容を、要件の考え方・理由に追記します。 ■要件の考え方・理由 「CSVデータの取り込みについては、健康管理システムの機能別連携仕様の連携のS19a0181に定義された項目を想定している。」	反映する	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	3		0350194		以下の情報をシステムとの前後で確認できること。 ・保健指導情報一覧 ・保健指導対象者一覧		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	2	0350194	曽屋町	脱記・整合性	生活保護システム標準仕様書【3.3版】に記載なし。	【3.3版】	要件非確認	実績なし	実装なし		検討対象外（理由不明確）		反映しない	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	3		0350194		以下の情報をシステムとの前後で確認できること。 ・保健指導情報一覧 ・保健指導対象者一覧		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。 ・インターフェースファイルの詳細について、参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。 ・インターフェースファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実態に応じて、インターフェースファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	3	0350194	法研	脱記・整合性	1.「保健指導情報一覧」とは、レセプト管理システムに取り込んだ保健指導情報を一覧化したものと理解しました。一方で「保健指導対象者一覧」とありますが、保健指導対象者とは基本データリストに定義され、他の健康増進システムから連携される想定でいるか？あるいは、レセプト管理システムで情報を入力する想定でいるか？ こちらの要件に明確に記載してください。 2.保健指導情報の管理に関する他の機能（保健指導の対象者の選定など）が必要になるのではないかと考えますが、この機能はレセプト管理システム／実装済と想定でしょうか？ こちらの要件に明確に記載してください。	要件確認						検討対象	・検討方針詳細案： 「1.について ・保健指導対象者一覧とは、健康管理システムから受け取った保健指導情報のうち保健識者分の情報を想定しております。 ・要件の考え方・理由に ■要件の考え方・理由 「保健指導対象者一覧とは、健康管理システムから取り込んだ保健指導情報を想定している。」 ・また、保健指導対象者一覧とは、上記の健康管理システムから取り込んだ保健指導情報のうち、健保識者に関する情報を想定している。」 2.について ・健康管理システムの標準仕様書の機能が（別添06）において「生活保護法給者の健康指導情報のみを組出して連携できることとあるため、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて、健保識者に関する情報を利用する想定でいる。 そのため、各システムにおいて、健保識者情報の抽出に係る機能の追加は予定となる想定です。	反映する	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	4		0350195		特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等管）において、保健識者の保健指導情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。 ・インターフェースファイルの詳細について、参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。 ・インターフェースファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実態に応じて、インターフェースファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	4	0350196	曽屋町	脱記・整合性	生活保護システム標準仕様書【3.3版】に記載なし。	【3.3版】		実績なし	実装なし		検討対象外（理由不明確）		反映しない	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	4		0350196		特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等管）において、保健識者の保健指導情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。 ・インターフェースファイルの詳細について、参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。 ・インターフェースファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実態に応じて、インターフェースファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	4	0350196	市川市	その他	保健指導情報内の連携必須項目がプランクであったとしても、特定健診等データ収集システムに登録や可能なインターフェイスファイル仕様であるようにしていただきたいです。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。		各市では基本連携仕様書及び仕様書のインターフェイスを利用しており、今年度実施した健診情報連携（NO)連携においてもインターフェイスファイル作成では、レセプトプラスが必須としている連携用csv出力ツールを利用しました。 おそらく保健指導情報の連携においてもまた、同様の出力ツールや作成・提供されるのではないかと想定で思っておりますが、今年度実施した健診情報のインターフェイスファイルを作成では、健診情報データ(プラン等)で「測定不能コード(N)」入力がなくても可能だと、登録可能なツールを作成できる様に、ツールを作成をシステムへの連絡で依頼しておりたいと思います。		実績なし	実装なし		検討対象	・自治体独自のカスタマイズ要望は認識しました。 ・標準仕様書上において、健診要件等の変更はわかない想定です。	反映しない	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	5		0350197		後期高者の保健指導情報について、他福祉事務所が登録した保健指導情報の取得が困難であること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。 ・インターフェースファイルの詳細について、参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。 ・インターフェースファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実態に応じて、インターフェースファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	5	0350197	富士通Japan	脱記・整合性	引継ぎ結果ファイルのインプット情報は、特定健診等データ収集システムから提供方法について明記願います。	修正後の要件文案 後期高者の保健指導情報について、他福祉事務所が登録した健診情報の引継ぎ結果ファイル（特定健診等データ収集システムから作成可能）を取り込めること。	実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案： ・当機能要件で後期高者の保健指導情報について、他福祉事務所が登録した保険指導情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。は保健指導情報の連携については不要な機能要件であるとの認識で整理しました。 ・当機能要件は削除する想定です。	反映する	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	5		0350197		後期高者の保健指導情報について、他福祉事務所が登録した保険指導情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。 ・インターフェースファイルの詳細について、参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。 ・インターフェースファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実態に応じて、インターフェースファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	5	0350197	富士通Japan	脱記・整合性	1.他福祉事務所が登録した保険指導情報の引継ぎ結果ファイルとは、支払基金の「特定健診・保健指導システムの提供データダウンロード機能にてダウンロードされた提供データ」と認識しました。 市システムの保険者情報を元保健指導データのダウンロードができないため、他福祉事務所に連携されるものでしょうか？ こちらの要件に明確に記載してください。 2.「0350197」、「0350198」は別々のがなのでしょうか？	要件非確認						検討対象	・検討方針詳細案： ・後期高者の0350197保険護者の保健指導情報について、他福祉事務所が登録した保険指導情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。は保健指導情報の連携については不要な機能要件であるとの整理しました。 ・上記0350197の機能要件は削除する想定です。	反映する	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	6		0350198		後期高者の保健指導情報について、特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等管）から提供されたインターフェイスファイルを取り込み、福祉事務所においてエラー状況等を管理できること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。 ・インターフェースファイルの詳細について、参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。 ・インターフェースファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実態に応じて、インターフェースファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	6	0350198	曽屋町	脱記・整合性	生活保護システム標準仕様書【3.3版】に記載なし。	【3.3版】		実績なし	実装なし		検討対象外（理由不明確）		反映しない	非該当
#特許	3. 分析	3.3. 保健指導情報の管理	健康指導情報の管理	新規追加	6		0350198		後期高者の保健指導情報について、特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金等管）から提供されたインターフェイスファイルを取り込み、福祉事務所においてエラー状況等を管理できること。		標準オプション機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。 ・インターフェースファイルの詳細について、参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 なお、現時点では「健康増進法に基づく健診情報等の登録に関する個別資料」の健康指導情報のデータ連携部分を参照すること。 ・インターフェースファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実態に応じて、インターフェースファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	6	0350198	法研	脱記・整合性	1.「他福祉事務所が登録した保険指導情報の引継ぎ結果ファイルとは、支払基金の「特定健診・保健指導システムの提供データダウンロード機能にてダウンロードされた提供データ」と認識しました。 市システムの保険者情報を元保健指導データのダウンロードができないため、他福祉事務所に連携されるものでしょうか？ 2.「0350197」、「0350198」は別々のがなのでしょうか？	要件確認						検討対象	・検討方針詳細案： ・後期高者の0350197保険護者の保健指導情報について、他福祉事務所が登録した保険指導情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。は保健指導情報の連携については不要な機能要件であるとの整理しました。 ・上記0350197の機能要件は削除する想定です。	反映する	非該当
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	変更なし	1		0350157		健診情報の突合のための被保護者の宛名番号について、登録・修正・削除・照会が出来ること。	健診情報の突合のための被保護者の宛名番号について、登録・修正・削除・照会が出来ること。	実装必須機能	・宛名番号をキーとして基本4情報を用いた、健診情報の真正性確保のための突合に用いること。		令和3年4月1日	1	0350157	富士通Japan	機能削除	参正・削除の要件を削除願います。	レセプト管理システムにおいて、被保護者情報は、生活保護システムから連携（共立て全件連携）され「被保護者情報（連携ID：021s013）」オマスタ情報として管理しております。 上記の背景をふまえ、宛名番号の管理方は連携元の生活保護システムであり、レセプト管理システムにおいては、参正・削除できてはならないと考えます。 仮にレセプト管理システムにおいて参正・削除したとしても、「被保護者情報（連携ID：021s013）」の連携により書き戻されるため、レセプト管理システムにおける更新情報は維持されません。更新した内容が正に書いてしまうなど、自治体ご担当者様が混乱される元となります。		実績なし	実装なし		検討対象	・検討方針詳細案： ・ご意見ほぼまて、以下の内容を機能要件の要件の考え方・理由に追記します。 なお、当機能要件はオンライン資格確認および健診情報の登録に必要な機能であるため、生活保護システムおよびレセプト管理システムの双方に設定する必要がある機能要件となっております。 ■要件の考え方・理由 ・被保護者の宛名番号については、生活保護システム、住民記録システムから連携されていることが一般的である。 ・生活保護システム、もしくは住民記録システムから受け取った宛名番号をレセプト管理システムに登録した際に、宛名番号の修正が必要な場合は、生活保護システム、もしくは住民記録システム側で宛名番号を修正したとて、再度レセプト管理システムに被保護者の宛名番号を連携し登録しなおす運用を想定している。	支持する	非該当
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	変更なし	2	2		0350158	健診情報の突合のための被保護者の基本3情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	健診情報の突合のための被保護者の基本3情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	実装必須機能	・宛名番号をキーとして基本4情報を用いた、健診情報の真正性確保のための突合に用いること。		令和3年4月1日	2	0350158	富士通Japan	機能削除	参正・削除の要件を削除願います。	レセプト管理システムにおいて、被保護者情報は、生活保護システムから連携（共立て全件連携）され「被保護者情報（連携ID：021s013）」オマスタ情報として管理しております。 上記の背景をふまえ、基本3情報の管理方は連携元の生活保護システムであり、レセプト管理システムにおいては修正・削除できてはならないと考えます。 仮にレセプト管理システムにおいて修正・削除したとしても、「被保護者情報（連携ID：021s013）」の連携により書き戻されるため、レセプト管理システムにおける更新情報は維持されません。更新した内容が正に書いてしまうなど、自治体ご担当者様が混乱される元となります。		実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案： ・被保護者の基本3情報について、生活保護システム、住民記録システムから連携されていることが一般的である。 ・生活保護システム、もしくは住民記録システムから受け取った被保護者の基本3情報をレセプト管理システムに登録した際に、被保護者の基本3情報の修正が必要な場合は、生活保護システム、もしくは住民記録システム側で被保護者の基本3情報を修正したとて、再度レセプト管理システムに被保護者の基本3情報を連携し登録しなおす運用を想定している。	支持する	非該当
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	変更なし	2	2		0350158	健診情報の突合のための被保護者の基本3情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	健診情報の突合のための被保護者の基本3情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所	実装必須機能	・宛名番号をキーとして基本4情報を用いた、健診情報の真正性確保のための突合に用いること。		令和3年4月1日	2	0350158	富士通Japan	機能削除	管理項目から「漢字氏名」の削除をご依頼ください。	健診情報のインプット情報（連携ID: 019s014）に「漢字氏名」が無いため基本3情報での突合はできません。		実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案： ・電子的な標準様式第4版にて、健診機関から医療保険者（福祉事務所）へ連携される健診情報の中に、漢字氏名が含まれていない※ことから、標準様式にないデータ連携される場合においては、漢字氏名が含まれることはなく、基本4情報で突合できず。 （※）特定健診情報ファイル仕様説明書参照（https://www.mhlw.go.jp/ stf/seisakunitsuite/bunya/ kenl_00799.html	支持しない	非該当
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	新規追加	3		0350199		保健指導情報の突合のための被保護者の宛名番号について、登録・修正・削除・照会が出来ること。		実装必須機能	・宛名番号をキーとして基本4情報を用いた、保健指導情報の真正性確保のための突合に用いること。 ・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 ・現時点で参照できる通知は、令和3年3月17日付け住健発0317第2号等における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。	【2.1版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加	令和3年4月1日	3	0350199	富士通Japan	機能削除	参正・削除の要件を削除願います。	レセプト管理システムにおいて、被保護者情報は、生活保護システムから連携（共立て全件連携）され「被保護者情報（連携ID：021s013）」オマスタ情報として管理しております。 上記の背景をふまえ、宛名番号の管理方は連携元の生活保護システムであり、レセプト管理システムにおいては、参正・削除できてはならないと考えます。 仮にレセプト管理システムにおいて参正・削除したとしても、「被保護者情報（連携ID：021s013）」の連携により書き戻されるため、レセプト管理システムにおける更新情報は維持されません。更新した内容が正に書いてしまうなど、自治体ご担当者様が混乱される元となります。		実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案： ・ご意見ほぼまて、以下の内容を機能要件の要件の考え方・理由に追記します。 なお、当機能要件はオンライン資格確認および健診情報の登録に必要な機能であるため、生活保護システムおよびレセプト管理システムの双方に設定する必要がある機能要件となっております。 ■要件の考え方・理由 ・被保護者の宛名番号については、生活保護システム、住民記録システムから連携されていることが一般的である。 ・生活保護システム、もしくは住民記録システムから受け取った宛名番号をレセプト管理システムに登録した際に、宛名番号の修正が必要な場合は、生活保護システム、もしくは住民記録システム側で宛名番号を修正したとて、再度レセプト管理システムに被保護者の宛名番号を連携し登録しなおす運用を想定している。	支持する	非該当

窓口種	大項目	中項目	機能名称	改定箇所 （差分の値ベル改定した項目の種別）	新機能名称候補	印機能名称候補	新機能ID	旧機能ID	新機能要件	旧機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改版説明）	適合基準日	①機能名称 候補 記入必須	②機能ID 記入必須	③質問自治体を 記入必須	④意見の力テゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨責自治体における従行システムでの実装有無 記入必須	⑩意見概要（法令・通知等）	検討分類	検討方針詳細	標準仕様書への反映	検討会での論点
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	新規追加	3		0350199		保健指導情報の突合のための被保護者の宛名番号について、登録・修正・削除・照会が出来ること。		実装必須機能	・宛名番号をキーとして基本4情報を開いた、保健指導情報の真正性確保のための仕組みについて。 ・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知文や当改正の上、通知発出を想定している。 ・照供点で参照できる通知は、令和6年3月27日付け住保発 0327 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・通知改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日		3	0350199	法研	認記・整合性	宛者、57350101（すると記入したら思いますが、レセプト管理システムでの「宛名番号」から参照取引はありません。 ・レセプト管理システムで宛名番号（＝人の情報）は生活保護システムの基本データ）よりで連携してくる内容になります。 したがって、レセプト管理システムで宛名番号について、登録・修正・削除（は可能ません。照会は可能です。 機能の考えをお聞いします。	要件が確認					検討対象	・検討方針詳細案） ・ご意見を踏まえて、宛名番号に関する生活保護システムとレセプト管理システム間等について、生活保護システムで発番を行う、生活保護システムもしくは国保内総合基幹管理機能から連携を受けることが一般的であると認識しました。 ・当機能要件は生活保護システムの機能の機能要件となっておりますので、機能要件の考え方・理由に以下を追記します。 【追記：機能要件の機能要件・機能ID350131について】以外様々な機能要件の要件の考え方・理由に追記します。 【追記：発番方法・理由】 「レセプト管理システムにおいて宛名番号の発番を行わない場合は、生活保護システムから受け取った宛名番号を照会して、保健指導情報の突合を行う運用も想定している。」	反映する	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	新規追加	3		0350199		保健指導情報の突合のための被保護者の宛名番号について、登録・修正・削除・照会が出来ること。		実装必須機能	・宛名番号をキーとして基本4情報を開いた、保健指導情報の真正性確保のための仕組みについて。 ・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知文や当改正の上、通知発出を想定している。 ・照供点で参照できる通知は、令和6年3月27日付け住保発 0327 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・通知改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日		3	350199	横浜市	その他	現在、本市で利用しているレセプト管理システムでは、公費負担者番号および公費受給者番号を用いてレセプト被保護者情報を管理しており、宛名番号を指例としていません。また、保険加者情報の突合において宛名番号を採用し、世界する場合は全ての宛名でいよう、通常方法を明確にしていただきたいと考えます。	本市が現行利用しているレセプト管理システムには宛名番号を保持する機能はなく、標準準拠システムへの移行に際して確実な移行作業が必要となるため。		実績なし	実装なし		検討分類	・検討方針詳細案） ・ご意見を踏まえて、以下の内容を機能要件の考え方・理由に追記します。 なお、当機能要件はオンライン資格確認および健診情報の登録に必要な機能であるため、生活保護システムおよびレセプト管理システムの双方に確定する必要がある機能要件となっております。 【発番方法・理由】 ・被保護者の宛名番号については、生活保護システム、住民記録システムと連携されていることが一般的である。 ・生活保護システム、もしくは住民記録システムから受け取った宛名番号をレセプト管理システムに登録し用に、被保護者の基本4情報の修正が必要な場合は、生活保護システム、もしくは住民記録システム側で被保護者の基本4情報を修正したうえで、再度レセプト管理システムに被保護者の宛名番号を連携し登録しなおす運用を想定している。	反映する	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	新規追加	4		0350200		保健指導情報の突合のための被保護者の基本3情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知文や当改正の上、通知発出を想定している。 ・照供点で参照できる通知は、令和6年3月27日付け住保発 0327 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・通知改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日		4	0350200	富士通Japan	機能削除	修正・削除の要件を削除願います。	レセプト管理システムにおいて、被保護者情報は、生活保護システムから連携（月次で全件連携）されず被保護者情報（連携IDリストのうち不対応者）について、「医療機関宛名」もしくは「資格喪失」の項目を削除項目の一覧として、レセプト管理システムにおいては修正・削除いただく事ができます。 従って、レセプト管理システムにおいて修正・削除しるとして、「被保護者情報連携ID（0350101）」の連携により、基本的なものは、レセプト管理システムにおける更新情報は維持されません。更新した内容が次に来ていまうなど、自治体に混乱を発生が生じるおそれがあります。		実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・ご意見を踏まえて、以下の内容を機能要件の考え方・理由に追記します。 なお、当機能要件はオンライン資格確認および健診情報の登録に必要な機能であるため、生活保護システムおよびレセプト管理システムの双方に確定する必要がある機能要件となっております。 【発番方法・理由】 ・被保護者の宛名番号については、生活保護システム、住民記録システムと連携されていることが一般的である。 ・生活保護システム、もしくは住民記録システムから受け取った宛名番号をレセプト管理システムに登録し用に、被保護者の基本4情報の修正が必要な場合は、生活保護システム、もしくは住民記録システム側で被保護者の基本4情報を修正したうえで、再度レセプト管理システムに被保護者の基本3情報を連携し登録しなおす運用を想定している。	反映する	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	新規追加	4		0350200		保健指導情報の突合のための被保護者の基本3情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知文や当改正の上、通知発出を想定している。 ・照供点で参照できる通知は、令和6年3月27日付け住保発 0327 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・通知改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日		4	0350200	富士通Japan	機能削除	管理項目から「漢字氏名」の削除をご検討ください。	保健指導情報インプット情報に「漢字氏名」が無い場合は基本情報での突合ができません。		実績なし	実装なし	-	検討対象	・検討方針詳細案） ・特に国での詳細な標準仕様書において指定する想定はありませんが、記載頂いような形づりた仕様の一つとして想定しております。 ・「漢字氏名」が無いことについては、電子的な標準様式第4版にて、健保機関から連携保険者（福祉事務所）へ連携され保健情報の中に、漢字氏名が含まれていない旨にさかも、標準様式にはつとシステム連携から必要ないとは、漢字氏名が含まれることはなく、基本4情報で完全する想定です。 （※）特定健診情報ファイル仕様説明書参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ent_307199.html	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.1. マスタ管理	マスタ・データ管理機能	新規追加	4		0350200		保健指導情報の突合のための被保護者の基本3情報について、登録・修正・削除・照会が出来ること。 【管理項目】 ・漢字氏名 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所		実装必須機能	・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知文や当改正の上、通知発出を想定している。 ・照供点で参照できる通知は、令和6年3月27日付け住保発 0327 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」による。	【2.1版】 ・通知改正に基づき、機能要件を追加	令和6年4月1日		4	350200	横浜市	認記・整合性	機能IDの350199が「要件の考え方・理由」欄には、「基本4情報」を保管すると記載されていますが、IDの350200では「基本3情報」と記載されています。具体の登合性を確保する必要があるかではないでしょうか。	世界によって「基本4情報」「基本3情報」など統一性がないことに違和感があため、統一性がないのであれば「基本4情報」と注記願います。管理項目にそのた含まれい合と含められため。		実績なし	実装なし		検討対象	・検討方針詳細案） ・「基本3情報」基本4情報の意義については「漢字氏名」が無いことが意義になります。 ・基本4情報」基本4情報については管理項目としても明記しております。 ・また、「漢字氏名」が無いことについては、電子的な標準様式第4版にて、健保機関から連携保険者（福祉事務所）へ連携され健保情報の中に、漢字氏名が含まれていない旨にさかも、標準様式にはつとシステム連携から必要ないとは、漢字氏名が含まれることはなく、基本4情報で完全する想定です。 （※）特定健診情報ファイル仕様説明書参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ent_307199.html	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.4. データ検索	被保護者情報検索	変更なし	2	2		0350079	以下の情報をシステム上の画面で確認できること。 ・レセプト候補結果一覧	以下の情報をシステム上の画面で確認できること。 ・レセプト候補結果一覧	標準オプション機能			令和6年4月1日												
#特許	4. 共通・その他	4.4. データ検索	候補条件設定	変更なし	1	1		0350099	候補条件を指定して、レセプト候補、表示できること。	候補条件を指定して、レセプト候補、表示できること。	標準オプション機能			令和6年4月1日	1	350099	市川市	実装区分変更	機能要件より、レセプト候補・表示するための機能そのものであると捉えたのですが、それが実装必須ではなくオプションになってしまうのでしょうか。	左記の通りです。回答済【その他】にご参照ください。		実績なし	実装あり		検討対象	・ご認識のとおりレセプト候補結果の表示機能です。 ・過去の査見照会の結果を踏まえて実装区分を決定しております。	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.4. データ検索	候補条件登録	変更なし	1	1		0350082	検索項目の詳細設定ができること。	検索項目の詳細設定ができること。	標準オプション機能			令和6年4月1日	1	350082	市川市	実装区分変更	機能要件より、レセプト候補・表示するための機能そのものであると捉えたのですが、それが実装必須ではなくオプションになってしまうのでしょうか。	左記の通りです。回答済【その他】にご参照ください。		実績なし	実装あり		検討対象	・ご認識のとおりレセプト候補結果の表示機能です。 ・過去の査見照会の結果を踏まえて実装区分を決定しております。	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.6. 出力設定	印刷データ出力	変更なし	1	1		0350091	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	実装必須機能			令和6年4月1日	1	0350091	いわき市	その他	CSVファイルのデータ項目の表示形式変更及び列の入力順入も、「自治体ごとのカスタマイズ」対応として依頼して欲しい。	標準仕様書と、CSVファイルのデータ項目の追加・削除が容易でない理解できるため、せめて業務効率の観点から、CSVファイルのデータ項目の表示順変更及び列の入力順もの、「自治体ごとのカスタマイズ」で対応させて頂い。		実績なし	実装なし		検討対象	・導入したシステムの仕様における要望と認識しました。 ・標準仕様書においては、CSVファイルのデータ項目の表示形式、データ項目の順番、出力するデータ項目等の詳細を指定することは行われない想定です。 ・システム導入事業者と自治体との間で協議頂くことを想定しております。	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.6. 出力設定	印刷データ出力	変更なし	1	1		0350091	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	実装必須機能				1	0350091	いわき市	機能修正	閲覧機能の「医療対象名簿（CSV）」から出力するCSVファイルのデータ項目「医療品名」について、1行/1文字での表示に固定せず、処方箋に合わせて全ての「医薬品名」が表示されるようについて欲しい。 標準仕様の出力が不可能であれば、「自治体ごとのカスタマイズ」で対応させて頂い。	現状、「医薬品名」が7文字表示は11以上処方されている場合であっても、1つ/1行とされる表示となり、その他については処理レセプターを中心目視で確認することが求められるため、業務効率が悪い。		実績なし	実装なし		検討対象	・導入したシステムの仕様における要望と認識しました。 ・標準仕様書においては、CSVファイルのデータ項目の表示形式、データ項目の順番、出力するデータ項目等の詳細を指定することは行われない想定です。 ・システム導入事業者と自治体との間で協議頂くことを想定しております。	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.6. 出力設定	印刷データ出力	変更なし	1	1		0350091	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	実装必須機能				1	0350091	いわき市	機能修正	閲覧機能の「医療対象名簿（CSV）」から出力するCSVファイルのデータ項目「医療品名」について、1行/1文字での表示に固定せず、処方箋に合わせて全ての「医薬品名」が表示されるようについて欲しい。 （例）を追加して、処方箋の医療機関と処方箋の調剤薬局が一致できた場合に、医薬品名を1行で表示できるようについて欲しい。 標準仕様の出力が不可能であれば、「自治体ごとのカスタマイズ」で対応させて頂い。	現状、処方箋の医療機関と処方箋の調剤薬局が別々の行で表示されるため、対となる医療機関と調剤薬局を目視で探す手間がかかり、業務効率が悪い。		実績なし	実装なし		検討対象	・導入したシステムの仕様における要望と認識しました。 ・標準仕様書においては、CSVファイルのデータ項目の表示形式、データ項目の順番、出力するデータ項目等の詳細を指定することは行われない想定です。 ・システム導入事業者と自治体との間で協議頂くことを想定しております。	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.6. 出力設定	印刷データ出力	変更なし	1	1		0350091	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	実装必須機能				1	0350091	いわき市	機能追加	閲覧機能の「医療対象名簿（CSV）」から出力するCSVファイルのデータ項目について、「医療機関・保険薬局コード」のみしか表示されない「医薬対応名簿（CSV）」等では、「医療機関名」も含めて表示されている「長期入院患者名簿（CSV）」のみ表示しない設定は不明であるが、医療機関名が表示されてる方が、処方状況等の把握が、用いため、追加してほしい。	現状、「医療機関・保険薬局コード」のみしか表示されない「医薬対応名簿（CSV）」等では、「医療機関名」も含めて表示されている「長期入院患者名簿（CSV）」のみ表示しない設定は不明であるが、医療機関名が表示されてる方が、処方状況等の把握が、用いため、追加してほしい。		実績なし	実装なし		検討対象	・導入したシステムの仕様における要望と認識しました。 ・標準仕様書においては、CSVファイルのデータ項目の表示形式、データ項目の順番、出力するデータ項目等の詳細を指定することは行われない想定です。 ・システム導入事業者と自治体との間で協議頂くことを想定しております。	反映しない	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.9. ユーザ管理	操作権限設定・管理	修正	7	7	0350191	0350120	他の職員が業勤処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	他の職員が業勤処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	実装必須機能	認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するか全問わない。	【2.1版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件の実装区分変更	令和6年4月1日	7	0350191	富士通Japan	機能削除	機能削除または標準オプション機能として下さい。	レセプト管理システム内で住民/被保護者の異動は全くないため、当要件は不要と認識しております。		実績なし	実装なし		検討対象	・ご意見を踏まえて、レセプト管理システムにおいて住民異動は想定されないことを認識しました。 ・意見を踏まえて、機能については標準オプション機能に変更いたします。	反映する	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.9. ユーザ管理	操作権限設定・管理	修正	7	7	0350191	0350120	他の職員が業勤処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	他の職員が業勤処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	実装必須機能	認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するか全問わない。	【2.1版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件の実装区分変更	令和6年4月1日	1	0350191	法研	認記・整合性	「他の職員が業勤処理を行っている間」とあるが、レセプト管理では該当する利便を実現するための情報が取得有用しないと想定します。 レセプト管理は、生活保護より適用される、被保護者情報・医療券等情報に存在しない被保護者の情報は保持していません。	要件が確認					検討対象		反映する	非論点
#特許	4. 共通・その他	4.9. ユーザ管理	操作権限設定・管理	修正	8	8	0350192	0350121	ID・パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。	ID・パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。	実装必須機能	認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するか全問わない。	【2.1版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件の実装区分変更	令和6年4月1日	8	0350192	富士通Japan	実装区分変更	実装区分を標準オプション機能として下さい。	現仕サービスはマルチテナント型のSaaSサービスのため、現地作業を伴う認証機器等の設置・保守を行うことができず、自治体内での対応が求められる生機能を実装必須とされますと対応不可となります。		実績なし	実装なし		検討対象	・ご意見を踏まえて、実装区分について標準オプション機能に変てことといます。 ・また、標準仕様書本編の第2章 機能・帳票要件の①「操作権限管理」においては実装必須機能として整理されております。 ・この点について、当年書本編の①「操作権限管理」の注釈で本編において、「ガレセプト管理システムにおいては標準オプション機能として整理している」という内容を追記する想定です。	反映する	非論点

型印欄	大項目	中項目	機能名称	改定種別 （差分の値から変更した項目の種別）	新機能名称採番	旧機能名称採番	新機能ID	旧機能ID	新機能要件	旧機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（本設計時）	適合基準日	①機能名称 共通 記入必須	②機能ID 記入必須	③質問自治体 名 記入必須	④変見の力テゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における変見実績 記入必須	⑨責自治体における現行システムでの実装有無 記入必須	⑩意見概要（法令・通知等）	検討分類	検討方針詳細	標準仕様書への反映	検討会での論点
#特許	4. 共通・その他	A11. 情システム連携	ー	修正	1	1	0350100	0350100	生活保護システムに、レセプトデータを提供できること。 ※ 当該システムとの連携のみを指しているのではなく、共通基盤等との連携を含む	生活保護システムに、支払基金から提供されたレセプトデータに準拠した形でレセプトデータを収集できること。 ※ 当該システムとの連携のみを指しているのではなく、共通基盤等との連携を含む	標準オプション機能	連携項目は、機能別連携仕様（生活保護）に定められるとおりとする。	【21版】 ・PMHツールでの要否に基づき、機能要件を修正	令和3年4月1日	1	0350100	法研	誤記・整合性	「支払基金から提供されたレセプトデータに準拠」されたと理由は、基本データリストに準拠したデータ連携に記入ミスかと	要件ド確認					検討対象	・可能性変更管理ボードの対応としてレセプト管理システムと関係やこさかつ内のデータ連携要件の見直しを行うため、当該記載を削除いたします。 ご認識のとおり、基本データリストに準拠したインターフェースファイルと想定しており、連携項目は現在同様に準拠するため、当該記載を削除いたします。 ＜理由の補足＞ 根拠：機能要件 2.1.2.0.1.1.1

①質問自治体名 記入必須	①質問自治体名 記入必須	②帳票名 記入必須	③該当箇所 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨貴自治体における現行システムでの実装有無 記入必須	⑩帳票サンプルの提供	⑪意見根拠（法令・通知等）	検討分類	検討方針詳細	標準仕様書への反映	検討会での論点化
	世羅町	19 参考資料等添付票送付書	支部	誤記・整合性	審査委員会事務局名の後に「支部」が不要。	帳票詳細要件にて削除になっているが、帳票レイアウトに残っているため。		実績なし	実装なし			検討対象	・ご意見のとおり帳票レイアウトにおいて削除が漏れているため、削除します。	反映する	非論点

①質問自治体名 記入必須	②テーマ 記入必須	③該当箇所 記入必須	④意見のカテゴリ 記入必須	⑤ご意見等内容 記入必須	⑥ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑦解釈案・代替案 （修正後の要件文案）	⑧過去意見照会における意見実績 記入必須	⑨貴自治体における現行システムでの実装有無 記入必須	⑩意見根拠（法令・通知等）	検討分類	検討方針詳細	標準仕様書への反映	検討会での論点化
大阪市	帳票一覧	資格審査・内容点検	機能追加	大阪市のレセプト資格審査では4つの帳票（レセプトエラーリスト、レセプト照合済チェックリスト、レセプト未照合リスト、レセプト照合済リスト）を用いて券照合、資格審査を実施しているため、資格審査エラーリストのみでは、エラーリストの確認、再審査請求を実施できない。	本市においては、被保護者も多く処理件数が膨大であることから、支払基金からのデータと本市生活保護システムにおける券情報の細かい情報などを突合のうえ、それぞれのリストを配信のうえ、審査・点検業務（エラーリストの確認、再審査請求など）を実施している。しかし、標準化におけるレセプト管理システムにおいては、これら機能及び帳票が実装されていないことから、これらの機能の実装が必要と考えている。	券情報を確認し、一致しない場合に出力する帳票（レセプトエラーリスト）。 帳票出力後、エラー対応後に再度資格審査を行える機能を有する。	実績なし	実装あり		検討対象	・ご意見については、自治体の独自運用に基づくカスタマイズ要望と認識しましたので、機能要件の追加等は行わない想定です。	反映しない	非論点
大阪市	帳票一覧	資格審査・内容点検	機能追加	大阪市のレセプト資格審査では4つの帳票（レセプトエラーリスト、レセプト照合済チェックリスト、レセプト未照合リスト、レセプト照合済リスト）を用いて券照合、資格審査を実施しているため、資格審査エラーリストのみでは、エラーリストの確認、再審査請求を実施できない。	本市においては、被保護者も多く処理件数が膨大であることから、支払基金からのデータと本市生活保護システムにおける券情報の細かい情報などを突合のうえ、それぞれのリストを配信のうえ、審査・点検業務（エラーリストの確認、再審査請求など）を実施している。しかし、標準化におけるレセプト管理システムにおいては、これら機能及び帳票が実装されていないことから、これらの機能の実装が必要と考えている。	下記の場合に出力される帳票（レセプト照合済チェックリスト） 帳票出力後、エラー対応後に再度資格審査を行える機能を有する。 ・発行した券情報の有効期限よりもレセプトの診療実日数が多い場合 ・レセプトの一部負担金が発行した券情報に割り当てられた本人支払額よりも少ない場合 ・レセプトの単独併用区分と医療要件の単独併用区分が一致しない場合 ・過去の照合済みの医療券情報に対して、未来院受診の歯科レセプトが請求された場合	実績なし	実装あり		検討対象	・ご意見については、自治体の独自運用に基づくカスタマイズ要望と認識しましたので、機能要件の追加等は行わない想定です。	反映しない	非論点
大阪市	帳票一覧	資格審査・内容点検	機能追加	大阪市のレセプト資格審査では4つの帳票（レセプトエラーリスト、レセプト照合済チェックリスト、レセプト未照合リスト、レセプト照合済リスト）を用いて券照合、資格審査を実施しているため、資格審査エラーリストのみでは、エラーリストの確認、再審査請求を実施できない。	本市においては、被保護者も多く処理件数が膨大であることから、支払基金からのデータと本市生活保護システムにおける券情報の細かい情報などを突合のうえ、それぞれのリストを配信のうえ、審査・点検業務（エラーリストの確認、再審査請求など）を実施している。しかし、標準化におけるレセプト管理システムにおいては、これら機能及び帳票が実装されていないことから、これらの機能の実装が必要と考えている。	未照合状態のレセプトがある場合に出力する帳票（レセプト未照合リスト）。 帳票出力後、エラー対応後に再度資格審査を行える機能を有する。	実績なし	実装あり		検討対象	・ご意見については、自治体の独自運用に基づくカスタマイズ要望と認識しましたので、機能要件の追加等は行わない想定です。	反映しない	非論点
大阪市	帳票一覧	資格審査・内容点検	機能追加	大阪市のレセプト資格審査では4つの帳票（レセプトエラーリスト、レセプト照合済チェックリスト、レセプト未照合リスト、レセプト照合済リスト）を用いて券照合、資格審査を実施しているため、資格審査エラーリストのみでは、エラーリストの確認、再審査請求を実施できない。	本市においては、被保護者も多く処理件数が膨大であることから、支払基金からのデータと本市生活保護システムにおける券情報の細かい情報などを突合のうえ、それぞれのリストを配信のうえ、審査・点検業務（エラーリストの確認、再審査請求など）を実施している。しかし、標準化におけるレセプト管理システムにおいては、これら機能及び帳票が実装されていないことから、これらの機能の実装が必要と考えている。	レセプト照合済のものを出力する帳票（レセプト照合済リスト）。 帳票出力後、エラー対応後に再度資格審査を行える機能を有する。	実績なし	実装あり		検討対象	・ご意見については、自治体の独自運用に基づくカスタマイズ要望と認識しましたので、機能要件の追加等は行わない想定です。	反映しない	非論点
大阪市	帳票一覧	再審査請求	機能追加	大阪市のレセプト資格審査後再審査請求しないレセプトを再審査請求対象外リストの帳票を出力している。再審査請求データ取込結果一覧のみでは再審査請求の確認作業ができない。	本市においては、被保護者も多く処理件数が膨大であることから、支払基金からのデータと本市生活保護システムにおける券情報の細かい情報などを突合のうえ、それぞれのリストを配信のうえ、審査・点検業務（エラーリストの確認、再審査請求など）を実施している。しかし、標準化におけるレセプト管理システムにおいては、これら機能及び帳票が実装されていないことから、これらの機能の実装が必要と考えている。	資格審査後再審査請求しないレセプトを出力する帳票（再審査請求対象外リスト）	実績なし	実装あり		検討対象	・ご意見については、自治体の独自運用に基づくカスタマイズ要望と認識しましたので、機能要件の追加等は行わない想定です。	反映しない	非論点